

平成 17 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社
代表者名 取締役社長 成田 和幸
(J A S D A Q ・ コード 1873)
問 合 せ 先 執行役員財務部長 青効雅肥
T E L (0 1 9) 6 2 4 - 3 2 6 1

第三者割当による新株式（普通株式・優先株式） の有利発行および減資に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、減資および新株式の発行を実施することを決議いたしましたのでお知らせいたします。新株式の発行は、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ（本社：東京都千代田区、以下「JWP」という。）が設立予定の有限会社を割当先とする新株式（普通株式・優先株式）の有利発行となる予定です。なお、減資および新株式の有利発行は、当社が平成 17 年 10 月 20 日に開催を予定しております臨時株主総会において特別決議案が承認されることが条件となります。

記

1. 新株式発行要領

新株式の発行については、普通株式および優先株式による発行とします。いずれの株式についても有利発行となり、平成 17 年 10 月 20 日に開催予定の臨時株主総会における定款変更および発行に係る決議・承認を前提といたします。なお、今回の新株式の発行は、後述の減資の効力の発生を条件としております。

(1) 普通株式

発行新株式数	10,000,000 株
発行価額	1 株につき 200 円
発行価額の総額	2,000,000,000 円
資本組入額	1 株につき 100 円
資本組入額の総額	1,000,000,000 円
申込期日	平成 17 年 11 月 25 日
払込期日	平成 17 年 11 月 25 日
配当起算日	平成 17 年 11 月 1 日
新株券交付日	平成 17 年 11 月 26 日
割当先および株式数	有限会社東日本ハウスホールディングス（仮称） (J W P が設立予定の有限会社) 10,000,000 株

前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 優先株式 (詳細発行条件等につきましては、別添資料をご参照願います。)

発行株式の種別・名称	東日本ハウス株式会社第 1 回 A 種優先株式
発行新株式数	10,000,000 株
発行価額	1 株につき 200 円
発行価額の総額	2,000,000,000 円
資本組入額	1 株につき 100 円
資本組入額の総額	1,000,000,000 円
申込期日	平成 17 年 11 月 25 日
払込期日	平成 17 年 11 月 25 日
配当起算日	平成 17 年 11 月 1 日
新株券交付日	平成 17 年 11 月 26 日
割当先および株式数	有限会社東日本ハウスホールディングス (仮称) (JWP が設立予定の有限会社) 10,000,000 株

前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2 . 減資要領

(1) 減少すべき資本の額

平成 17 年 8 月 25 日現在の資本の額 7,873,372,130 円を平成 17 年 10 月 20 日開催予定の臨時株主総会における承認を条件として、4,000,000,000 円無償で減少させます。なお、前述のとおり普通株式および優先株式の発行を行いますので、かかる手続きがすべて完了した後の資本の額は 5,873,372,130 円となります。

(2) 減資の方法

資本の額のみ無償で減少いたします。

(3) 減資の日程 (予定)

取締役会決議日	平成 17 年 8 月 25 日 (木)
臨時株主総会決議日	平成 17 年 10 月 20 日 (木)
債権者異議申述公告日	平成 17 年 10 月 21 日 (金)
債権者異議申述最終期日	平成 17 年 11 月 22 日 (火)
効力発生日	平成 17 年 11 月 24 日 (木)

【ご参考】

1. 発行済株式総数の推移（資本金の推移）

現在の発行済株式総数

普通株式	35,964,842 株
（現在の資本金	7,873,372,130 円）

今回の増加株式数

普通株式	10,000,000 株
優先株式	10,000,000 株
（増加資本金	2,000,000,000 円）

今回の減少株式数

普通株式	0 株
（減少資本金	4,000,000,000 円）

増資・減資後発行済株式総数

普通株式	45,964,842 株
優先株式	10,000,000 株
（増加・減少後資本金	5,873,372,130 円）

2. 増資・減資の理由および資金の使途

（1）増資および減資の理由

当社グループは、これまで、グループ事業再建策を策定し、継続的に経営改善努力をしております。今般、一段の収益力強化、財務内容の改善が必要と考え、本日別途発表しております「子会社の清算に関するお知らせ」にてご報告の通り、銀河高原ビール株式会社の清算方針を決断するに至りました。これにより、財務体質の抜本的処理を行い、収益構造の改善を図り、早期の業況改善を目指すこととしております。

しかし、こうした改革の実施は、資本の大幅減少を伴うため、その早期回復を図り、自己資本の充実および財務体質の強化を実現する事が急務となりました。JWPは、当社の事業内容および今回の財務体質の抜本的な改革に深い理解を示されていることから、JWPが設立予定の有限会社との間で、資本提携を実施することと致しました。

また、そのような状況におきまして、平成17年10月期に生じる予定の欠損金の補填に備えるため、また、今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするため、今回の減資を実施することと致しました。

（2）資金の使途

当該第三者割当増資による資金使途につきましては、新株式発行価額の総額4,000百万円から発行費用の概算額10百万円を差し引いた残額3,990百万円について、借入金の返済に全額充当する予定であります。

(3) 業績および配当の見通し

今後の業績については、同日付発表いたしました当社の連結子会社である銀河高原ビール株式会社の清算およびその事業全般に係わる整理損失を7,500百万円特別損失に計上することと、それに伴ない繰延税金資産を減額したことにより、2,700百万円の法人税等調整額を計上することといたしました。その結果、平成17年10月期の業績見通しは以下のとおりであります。

連結業績見通し

(単位:百万円)

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益	1株当たり 年間配当金
平成17年10月期 (同日付修正発表予想)	79,800	2,490	8,000	円 銭 222 72	円 線 - -
平成16年10月期 (前年実績)	88,863	785	26	円 銭 0 74	円 銭 - -

単独業績見通し

(単位:百万円)

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益	1株当たり 年間配当金
平成17年10月期 (同日付修正発表予想)	66,800	1,720	8,600	円 銭 239 43	円 線 0 00
平成16年10月期 (前年実績)	73,562	535	497	円 銭 13 83	円 銭 0 00

(4) 株主への利益配分

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要政策のひとつと考えており、安定的な配当の維持を基本に、経営基盤の強化に必要な内部留保の確保などを総合的に勘案し、利益配分を実施していきたいと考えております。

なお、現在の重要課題は、早期復配ならびに収益構造の改善であると認識しております。

(5) 発行価額の決定方法

当該新株式発行にかかる取締役会決議の直前日までの直近6ヶ月(2月25日から8月24日まで)のジャスダック証券取引所が公表した当社株式の終値の平均値(221.32円)および直近の株価の動向等を参考にして200円(ディスカウント率9.63%)といたしました。

(6) 割当新株式の譲渡報告に関する事項等

割当先との間において、割当新株式効力発生日(平成17年11月25日)より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

ただし、優先株式については、割当先が普通株式に転換するまでの期間において、継続保有すること、普通株式(優先株式から転換されたものを含む。)については、割当先が発行済株式総数の5%以上の当社株式を市場または証券会社以外に売却する場合、当社に対して事前通知を行なうことと、ならびにその場合において、当社が同条件以上の買取先を斡旋する場合は、割当先は当社が指定する買取先に売却することの内諾を受けております。

(7) 今後の増資についての考え方

今後の事業展開ならびに資金需要、業績見通しを踏まえたうえで、慎重に検討してまいります。

(8) 増資の日程(予定)

平成17年10月20日(木)	臨時株主総会決議
平成17年10月20日(木)	新株式発行決議取締役会
平成17年10月21日(金)	有価証券届出書提出(関東財務局)
平成17年11月25日(金)	新株式申込期日
平成17年11月25日(金)	新株式払込期日
平成17年11月28日(月)	新株券交付日

(9) 増資後の大株主の状況

順位	氏名または名称	所有株式数(株)	構成比(%)
1	(有)東日本ハウスホールディング(仮称)	10,000,000	21.8
2	中村 功	5,774,120	12.6
3	東日本ハウス社員持株会	4,324,837	9.4
4	東日本ハウス互助会	1,815,610	4.0
5	東友会持株会	1,700,000	3.7
6	(株)みずほ銀行	1,323,000	2.9
7	みずほインベスターズ証券(株)	1,099,500	2.4
8	第一生命保険(相)	442,000	1.0
9	(株)UFJ銀行	420,000	0.7
10	中村 亘	288,125	0.6
発行済株式総数		45,962,842	

構成比は、平成17年4月30日現在の株主名簿記載の株式数と今回の第三者割当増資で増加する株式数を加算して算出したものであります。

上記増資後の主要株主である筆頭株主は、(有)東日本ハウスホールディング(仮称)となり中村功は、筆頭株主でなくなり、また東日本ハウス社員持株会は主要株主でなくなる予定であります。

(10) 過去3ヶ年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

当該事項はありません。

過去3決算期および直前の株価等の推移

	平成14年10月期	平成15年10月期	平成16年10月期	平成17年10月期
始値	200円	145円	246円	189円
高値	218円	260円	375円	261円
安値	145円	124円	136円	155円
終値	153円	231円	190円	246円
株価収益率	-	18.25倍	-	-

(注) 1. 平成17年10月期の株価については、平成17年8月24日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益(単体)で除した数値であります。なお、平成14年10月期および平成16年10月期については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(11) 割当先および割当先を管理運営する会社の概要

割当先の名称	有限会社東日本ハウスホールディングス(仮称)	
割当株数	20,000,000株	
払込金額	4,000,000,000円	
割当先を管理運営する内容	会社名	株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ
	本店所在地	東京都千代田区有楽町1-7-1
	代表者の氏名	佐藤 雅典
	資本の額	270,000,000円
	事業の内容	日本政策投資銀行、企業年金、保険会社、地方銀行等、国内投資家からの資金で組成されたファンドを運営しております。
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係等	該当事項はありません。
	設備の賃貸借関係	該当事項はありません。
	役員の兼務関係	該当事項はありません。

優先株式発行要領

1. 発行株式の種別・名称 東日本ハウス株式会社第1回A種優先株式
(以下「A種優先株式」という。)
2. 発行新株式数 10,000,000株
3. 発行価額 1株につき200円
4. 発行価額の総額 2,000,000,000円
5. 資本組入額 1株につき100円
6. 資本組入額の総額 1,000,000,000円
7. 申込期日 平成17年11月25日
8. 払込期日・効力発生日 平成17年11月25日
9. 配当起算日 平成17年11月1日
10. 割当先および株式数 有限会社東日本ハウスホールディングス(仮称)10,000,000株
11. 利益配当
当社はA種優先株式を有する株主(以下「種類株主A」という。)に対し、普通株主への配当と同額の配当を実施し、優先配当は行わない。
12. 残余財産の分配
当社が残余財産を分配するときは、種類株主Aに対し、普通株主に先立ち、A種優先株式1株につき200円を支払い、普通株式の1株あたりの残余財産分配金額が200円を超える場合、種類株主Aに対し、普通株式と同額となるまで残余財産分配金額を、さらに支払う。
13. 議決権
種類株主Aは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有さない。
14. 買入消却
当社は、いつでもA種優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。この買入価額は、当社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但し、上記平均値が200円を下回る場合は、買入価額は200円とする。
15. 償還請求権
当社は、種類株主Aの請求に基づき、平成20年11月1日以降、毎営業年度においていつでも、下記の償還可能金額を限度として、A種優先株式を下記の償還価額にて償還する。但し、当該償還請求のあった前営業年度の当社の貸借対照表における「資本の部」の金額が当社の第37期の貸借対照表の「資本の部」に優先株式および普通株式の発行価額の総額を加えた金額(以下「基準資本金額」という)を超えていない場合は償還できないものとする。

記

償還可能金額 以下の金額のうちいずれか少ない金額

- () 当該償還請求があった前営業年度末における利益配当可能額の2分の1から、当該償還請求がなされた営業年度において、その発行しているA種優先株式の任意買入またはA種優先株式の義務償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計金額、および、当該償還請求があった前営業年度末以降に行われた株主に対する剰余金の分配金額の合計金額を控除した金額。
- () 償還請求があった営業年度の前年度の貸借対照表における「資本の部」の金額から基準資本金額を控除した金額。

償還価額 償還請求があった日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

16. 株式の併合または分割、新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
当社は、A種優先株式に対し、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

17. 普通株式への転換請求権

種類株主Aは、下記転換の条件によりその有するA種優先株式の当社の普通株式への転換を請求することができる。

記

(1) 転換請求期間 平成19年11月1日から平成27年10月30日まで

(2) 当初転換価額 200円とする。

(3) 転換価額の調整

- () 当社がA種優先株式を発行後、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換後の調整価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ア 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

イ 株式分割により普通株式を発行する場合

ウ 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

- () 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、() に準じて適宜調整される。

- () 転換価額調整式で使用する時価は、上記()ア、イ、ウの行為を行うことにつき当社の取締役会の決定がなされた日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

- () 転換の効力発生日に先立つ 60 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）が上記() ないし()により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。但し、当該転換価額は 60 円を下回らないものとする。
- (4) 転換により発行すべき普通株式数 A 種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、種類株主 A が転換請求のために提出した A 種優先株式の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。
- (5) 転換の効力発生 転換の効力は、転換請求書および A 種優先株式の株券が当社または当社の指定する者に到達した日に発生する。
18. 期中転換があった場合の取扱
- 第 1 回 A 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までになされたときは 11 月 1 日に、5 月 1 日から 10 月 31 日までになされたときは 5 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
19. 強制転換条項
- 転換を請求しうべき期間中に転換請求のなかった A 種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって普通株式に転換される。
- 転換条件は、上記転換予約権の行使の条件と同一のものとする（但し、転換請求にかかる部分は除く。）
20. 上記各項は、各種の法令に基づく必要手続きの効力発生を条件とする。